

阿恵・内橋外 2 地内漏水調査業務

特記仕様書

第一章 総則

(業務の目的)

第 1 条 受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づいて、設計図書に示す委託対象区域の漏水調査を行い、漏水発見箇所を粕屋町上下水道課（以下「甲」という。）に報告することを目的とする。

(仕様書の適用)

第 2 条 調査は、本仕様書に従い施行しなければならない。

(費用の負担)

第 3 条 業務の施行及び検査等にもなう必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第 4 条 乙は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の保持)

第 5 条 乙は、常に漏水調査業者としての中立性を保持するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第 6 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(一般的注意)

第 7 条 乙は、甲及び所轄官公署の許可なく交通を制限し、若しくは公衆の迷惑になるような行為をしてはならない。

(現場管理)

第 8 条 乙は、調査実施中において通行車両、歩行者、隣接家屋、地下埋設物、その他施設に支障を与えないよう充分注意しなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 本調査中において乙の故意又は過失により生じた事故及び損害は、すべて乙の責任において誠意をもって処置し、賠償するものとする。

(交 渉)

第 10 条 乙は、本調査実施に関し、関係官公署その他と交渉するとき、若しくは交渉を受けたときは、速やかに甲に連絡しその指示を受けるものとする。

(民家への立ち入り)

第 11 条 乙は、民家への立ち入り調査をする場合は必要最小限とし、身分証明書を常に携帯するものとする。また、夜間は立ち入り調査をしてはならない。

(漏水発見時の処置)

第12条 乙は、本調査中漏水を発見したときは、漏水場所に白でマーキングをし、速やかに甲へ修繕工事に必要な図面を添付して報告しなければならない。

(提出書類)

第13条 乙は、業務の着手及び完了にあたって、契約書に定めるもののほか、着手届、業務実施計画表、業務主任及び業務担当者選任届並びに完了届を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

(業務主任及び業務担当者)

第14条 乙は、調査業務に従事する技術者を定め、所定の様式により速やかに届け出るものとする。なお、調査技術者は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

- ① 調査主任技術師（予定配置技術者として提出した者を含む。）
調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、業務の総括、計画、立案及び指導を行い、実務経験を7年以上有する者。
- ② 調査技師
漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者。
- ③ 調査技術補
漏水調査及び管路探知等の作業を実施し、実務経験を1年以上有する者。

(成果品の審査)

第15条 乙は、業務完了時に甲の成果品審査を受けなければならない。

2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

3 業務完了後において、明らかに乙の責による業務の錯誤が発見された場合は、乙は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

(引き渡し)

第16条 成果品の審査の後、本仕様書に指示された提出図書一式を納品し、甲の完了検査に合格後、調査業務の完了とする。

(証明書の交付)

第17条 必要な証明書及び申請書の交付は、乙の申請による。

(疑義の解釈)

第18条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない場合は、すべて甲の解釈によりこれを定める。

第二章 調査一般

(一般事項)

第19条 乙は、甲と十分な協議打ち合わせのうえ、業務を実施しなければならない。

2 業務主任は、必要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。

(調査方法)

第20条 調査方法等必要事項について、本仕様書に明記されているもの以外は、甲の指示により決定するものとする。

(調査器具等)

第21条 漏水調査に必要な機械器具類、工具類、その他道路標識等は乙が調達し、甲の承認を得て使用するものとする。また、その経費は乙の負担とする。

(修繕工事の立ち会い)

第22条 修繕工事は別途施工するが、甲が必要と認めた場合は、委託期間中の甲が指示した日に、乙はその修繕工事に立ち会い、漏水箇所の位置等を現地にて係員に説明しなければならない。

(調査の日程)

第23条 調査は月曜日から土曜日までとするが、道路交通その他騒音等により調査ができないと認められた箇所については、乙の負担により、日曜日に調査を行うものとする。

第三章 調査方法

(調査範囲)

第24条 本調査は、設計図書に示す給・配水管路（薄黄色に塗られた給水区域の配水管・給水管）について漏水調査を行うものとする。なお、この範囲外で突発的に漏水の疑いがある箇所が発見された場合は、甲の指示により契約金額の範囲内で調査をおこなうものとする。

(調査方法)

第25条 調査方法は、別紙フローチャートを参考とし、各作業の内容については以下のとおりとする。

① 作業計画

机上作業にて調査工区の設定等の基本計画を策定し、後の下見調査実施に際し詳細計画を立案し、甲の承認を受けるものとする。

② 現場下見調査

本調査に先立ち、調査区域の給・配水管図面と現地の管路・弁栓類等の位置確認を行うものとする。また管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道の施設全般を把握し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

③ 弁栓音聴調査

仕切弁・消火栓等の配水管附属施設を対象とし、音聴棒を用いて音聴し、漏水音（漏水疑似音）を発見するもの。

④ 戸別音聴調査

音聴棒を用い、止水栓やメーター器で漏水音の有無を確認する。調査を行っている中で、メーター器より宅内側の漏水を確認できた場合は、使用者に知らせると

ともに速やかに上下水道課に報告を行うものとする。

調査員は、調査のために宅地内に立ち入るときは、その目的を告げ了解を得なければならない。また、調査にあたっては、常に身分証明書及び腕章を携帯し、必要ときは提示しなければならない。トラブルが生じた場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

⑤ 路面音聴調査

給・配水管上を漏水探知機にて聴音し、漏水音（漏水疑似音）を発見するもの。

⑥ 漏水確認調査

音聴調査等による漏水音（漏水疑似音）箇所をボーリングバー又は相関式漏水探知装置を用いて漏水箇所を確定するもの。

なお、本作業実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないよう充分留意するものとする。

⑦ ログ型相関調査

調査対象給・配水管路の消火栓・仕切弁等に複数のログ型センサーを同時設置・回収するものとし、解析ソフトウェアにて自動分析・解析処理・漏水音再生機能等により漏水疑似音を探知するものである。

主に、重要路線と思われる箇所に対して実施する。

⑧ 報告書作成

調査完了後、漏水発見箇所・推定漏水量を記録した調書及び図面、調査結果を集計分析した結果報告書を提出するものとし、次年度以降に考えられる調査工法及び提案書も併せて提出するものとする。

第四章 提出図書

（報告書の提出）

第26条 乙は、調査終了後、調査結果を分析し報告書を提出するものとする。ただし調査の途中でも、甲は必要に応じて乙にその一部又は全部の提出を求めることができる。

（報告書）

第27条 提出すべき報告書は、以下のとおりとする。

- ① 漏水調査報告（提案）書 1部
- ② 漏水位置図 1部
- ③ その他（電子データ等）

なお、漏水調査業務により得られたデータは、今後の調査において経年比較が可能となるように、汎用的なデータとして納品するものとする。

<別紙> 漏水調査フローチャート

